

例で行政代執行を示し、他の自治体では固定資産税軽減措置の廃止などを盛り込んでいます。本市でも早期の条例化を図るとのことだが、具体的にどのような内容でいつまでに条例を制定するのか。

答 本市では、行政代執行などは盛り込まず、例えば建物倒壊の恐れがある極めて危険な状態などに対し、応急措置での取り組みを考えている。

今回、県から空き家対策の対応指針が出されたので、条例案の内容を再検討し、平成26年6月議会に提案したい。
〔その他の主な質問〕
○平成26年度予算編成方針

子育て支援

未婚の母子家庭に
寡婦控除の
「みなし適用」を

東 美智子
(公明党)

問 昨年9月4日、最高裁判所にて非嫡出子の相続分は、嫡出子の半分と定める民法の規定について、違憲判断が下された。関連して、寡婦控除について、婚姻歴のない母親は適用外である。憲法は「法

の下の平等」を保障しているが、民法、戸籍法の改正を含め、こうした差別の解消に取り組むべきである。

また、この最高裁の判決を受けて、いち早く婚姻歴の有無で保育料に差が生じていることを是正するため、寡婦控除の適用を実施することを決めた幾つかの自治体もある。

そこで、最高裁判所の判決に対する市の見識及び保育料、公営住宅の家賃算定に関する、非婚・未婚の母子家庭に対するの寡婦控除の「みなし適用」をするべきと考えるが、県内の状況及び今後の市の考え方について伺いたい。

答 この違憲判断の趣旨に鑑み、嫡出子と非嫡出子とで差を設けるべきではないと考えている。

次に、現在の税法上の寡婦控除は死別もしくは離別した方が控除できる制度のため、非婚、未婚で子どもを扶養している方は適用とならず、同じように子どもを扶養しているも差が生じている。県内においては、現在、みなし寡婦控除を適用し、保育園の保育料の算定を行っている

る市は新座市、朝霞市、幸手市の3市のみで、市営住宅の家賃算定に関しては朝霞市の1市のみである。

今回の判決を契機にみなし寡婦控除を適用する自治体も増加すると考えられることから、本市も今後の対応について検討していきたい。

〔その他の主な質問〕
○介護保険の地域支援事業

訴訟問題

不正配管問題
第1審全面敗訴
について

石井直彦
(しんりよく会)

問 下水道使用料及び過料金約1億8千万円、還付加算金約2070万円、訴訟費用全額行田市負担と第1審では全面敗訴、その結果、控訴を行ったものである。

臨時会では、刑事告発は警察の捜査が出来ないか協議してきたが、今後の裁判に差し支えるので答弁は控えると言っている。協議したのに刑事告発しない理由がわからない。なぜ、不正行為として、詐欺罪等の訴訟をしないのか、

また、これからでも刑事訴訟などは可能なのか。

答 行田警察署に相談してきた経緯があるが、既に未払い使用料が納入済みなどから、詐欺罪での立件には至らなかった。なお、現時点でも刑事告訴は考えていない。

問 庁舎内にプロジェクトチームを設置し、対処する考えはあるのか。

答 プロジェクトチームを組織する予定はないが、既に副市長を中心に庁内で体制をつくり、組織的に対策協議を図り、控訴審に向け関係機関との連携に取り組んでいる。

●雨水対策について

問 毎年、道路が冠水する地区は、市内に何箇所あり、その対策はどうしてきたのか。

答 冠水箇所は、西新町地区、藤原町1丁目地区、富士見町1丁目地区の3箇所である。

対策としては、雨水管渠埋設工事の実施や、U字側溝への改修により、貯留排水能力を向上させるとともに、平成14年度には西新町地区排水計画の策定を行い、ポンプ場用地の現地測量、用地買収交渉を実施してきたが、同意が得

られず、現在に至っている。今後も、既存施設の適切な維持管理、貯留施設建設等も含め減災を図っていきたい。



冠水した市内道路

少子化対策

婚活支援に
ついて

二本柳 妃佐子
(公明党)

問 我が国ではライフスタイルや意識の変化などを背景に、晩婚化が進行している。晩婚化に伴って晩産化も進行し、少子高齢化が急速に加速する中、未婚率の上昇が少子化の背景にあると指摘されている。2013年度版厚生労働白書では、未婚者のうち、いずれ結婚しようと考えている人が9割近くに上がったことから、「若者の結婚願望は決し